

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、浜田市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例等の一部を改正する条例について

浜田市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市税条例等の一部を改正する条例

(浜田市税条例の一部改正)

第1条 浜田市税条例（平成17年浜田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3

号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 24 項を削り、同条第 25 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 第 26 項を同条第 25 項とし、同条第 27 項中「零」の次に「(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 50 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第 64 条に規定する特例対象資産にあつては、零)」を加え、同項を同条第 26 項とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 3 に見出しとして「(用途変更宅地等及び類似用途変更宅

地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)」を付し、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第 15 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 2 の 2 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 16 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 2 項中「、当該軽自動車は平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 3 項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 4 項中「、当該ガソリン軽自動車は平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の 3 項を加える。

6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税

の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改める。

附則第 25 条に次の 1 項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

（浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年浜田市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、浜田市税条例第 48 条第 10 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 52 項」を「第 321 条の 8 第 60 項」に、「同条第 52 項」を「同条第 60 項」に改め、同条第 16 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 61 項」を「第 321 条の 8 第 69 項」に改める。

第 2 条のうち、浜田市税条例第 50 条第 4 項の改正規定中「又は第 31 項」に」の次に「、「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に」を加える。

第 2 条のうち、浜田市税条例第 52 条の改正規定中「第 52 条第 4 項」を「第 52 条第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改める。

第 2 条のうち、浜田市税条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中浜田市税条例第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び同条例附則第 6 条の改正規定並びに次条第 1 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中浜田市税条例第 24 条第 2 項、第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定及び同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第 1 条中浜田市税条例附則第 10 条の 2 第 25 項を同条第 23 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定（第 24 項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）の施行の日

##### (市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の浜田市税条例(以下「新条例」という。)  
第 34 条の 7 第 1 項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第 4 条第 1 項において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第 1 条の規定による改正前の浜田市税条例（次項

及び第 3 項において「旧条例」という。) 第 34 条の 7 第 1 項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号。第 5 項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第 41 項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内



に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 10 条の 2 第 26 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和 3 年 4 月 1 日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該施行の日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和 3 年 4 月 1 日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第 10 条の 2 第 26 項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 2 項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 38

条第 2 項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 13 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和 2 年度 浜田市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 2 年度浜田市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 247,412 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,931,502 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の廃止は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		12,126,810	206,436	12,333,246
	1 地方交付税	12,126,810	206,436	12,333,246
15 国庫支出金		12,384,425	11,238	12,395,663
	1 国庫負担金	3,500,587	9,033	3,509,620
	2 国庫補助金	8,874,886	2,205	8,877,091
16 県支出金		2,790,129	△21,384	2,768,745
	2 県補助金	1,039,511	△21,384	1,018,127
19 繰入金		2,651,136	△519,491	2,131,645
	2 基金繰入金	2,603,428	△519,491	2,083,937
21 諸収入		1,084,837	35,330	1,120,167
	4 受託事業収入	236,510	1,740	238,250
	5 雑収入	705,169	33,590	738,759
22 市債		3,260,602	40,459	3,301,061
	1 市債	3,260,602	40,459	3,301,061
歳入合計		46,178,914	△247,412	45,931,502

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		14,300,704	29,786	14,330,490
	1 総 務 管 理 費	13,685,534	29,786	13,715,320
3 民 生 費		11,399,530	△172,611	11,226,919
	1 社 会 福 祉 費	6,296,701	△69,520	6,227,181
	2 児 童 福 祉 費	4,258,466	△56,194	4,202,272
	3 生 活 保 護 費	844,362	△46,897	797,465
4 衛 生 費		3,217,219	△13,075	3,204,144
	1 保 健 衛 生 費	1,896,669	△13,075	1,883,594
6 農 林 水 産 業 費		2,368,450	△2,847	2,365,603
	1 農 業 費	1,445,800	△2,847	1,442,953
7 商 工 費		1,236,697	△9,586	1,227,111
	1 商 工 費	1,236,697	△9,586	1,227,111
8 土 木 費		3,000,743	△54,450	2,946,293
	2 道 路 橋 梁 費	1,410,251	△54,450	1,355,801
9 消 防 費		1,353,609	△18,119	1,335,490
	1 消 防 費	1,353,609	△18,119	1,335,490
10 教 育 費		3,260,054	△6,510	3,253,544
	1 教 育 総 務 費	938,700	△5,500	933,200
	6 保 健 体 育 費	583,008	△1,010	581,998
歳 出 合 計		46,178,914	△247,412	45,931,502

第 2 表 繰越明許費補正

( 廃 止 )

款	項	事 業 名	金 額
08 土 木 費	02 道 路 橋 梁 費	白 砂 1 号 線 改 良 事 業	千円 9,260
08 土 木 費	02 道 路 橋 梁 費	戸 地 線 改 良 事 業	4,120
11 災 害 復 旧 費	01 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	2 年 農 地 災 害 復 旧 費	3,781
11 災 害 復 旧 費	01 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	2 年 農 業 用 施 設 災 害 復 旧 費	4,997

第 3 表 地 方 債 補 正

( 追 加 )

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 方 法	利 率	償 還 の 方 法
減 収 補 て ん 債	千円 58,659	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	借 入 先 の 融 資 条 件 に よ る。た だ し、市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、若 し く は 延 長 し、繰 上 償 還 を 行 い、又 は 借 換 え す る こ と が で き る。

( 変 更 )

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業	千円 113,200	千円 95,000

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	12,126,810	206,436	12,333,246
15 国庫支出金	12,384,425	11,238	12,395,663
16 県支出金	2,790,129	△21,384	2,768,745
19 繰入金	2,651,136	△519,491	2,131,645
21 諸収入	1,084,837	35,330	1,120,167
22 市債	3,260,602	40,459	3,301,061
歳入合計	46,178,914	△247,412	45,931,502



(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	14,300,704	29,786	14,330,490	22,378		7,408	
3民 生 費	11,399,530	△172,611	11,226,919	△36,912		19,706	△155,405
4衛 生 費	3,217,219	△13,075	3,204,144	△6,843		△6,232	
6農 林 水 産 業 費	2,368,450	△2,847	2,365,603			△2,847	
7商 工 費	1,236,697	△9,586	1,227,111	8,271		△17,857	
8土 木 費	3,000,743	△54,450	2,946,293	18,036		1,740	△74,226
9消 防 費	1,353,609	△18,119	1,335,490		△18,200		81
10教 育 費	3,260,054	△6,510	3,253,544	△15,076		8,566	
歳 出 合 計	46,178,914	△247,412	45,931,502	△10,146	△18,200	10,484	△229,550

2 歳 入

11 地方交付税 ( 1 地方交付税)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
11 地方交付税	12,126,810	206,436	12,333,246
1 地方交付税	12,126,810	206,436	12,333,246
1 地方交付税	12,126,810	206,436	12,333,246
15 国庫支出金	12,384,425	11,238	12,395,663
1 国庫負担金	3,500,587	9,033	3,509,620
1 民生費国庫負担金	3,356,555	9,033	3,365,588
2 国庫補助金	8,874,886	2,205	8,877,091
2 民生費国庫補助金	332,796	△15,820	316,976
5 土木費国庫補助金	455,152	18,036	473,188
6 教育費国庫補助金	126,050	△11	126,039
16 県支出金	2,790,129	△21,384	2,768,745
2 県補助金	1,039,511	△21,384	1,018,127
2 民生費県補助金	283,896	△21,384	262,512
19 繰入金	2,651,136	△519,491	2,131,645
2 基金繰入金	2,603,428	△519,491	2,083,937
1 財政調整基金繰入金	159,317	△159,317	0
2 減債基金繰入金	921,362	△335,328	586,034

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	206,436	特別交付税 206,436
5	生活保護費負担金	9,033	生活保護費 9,033
3	母子福祉費補助金	△15,820	ひとり親世帯臨時特別給付金給付費 △15,820
1	道路橋梁費補助金	18,036	臨時道路除雪事業費 16,000 社会資本整備総合交付金 2,036
1	学校教育振興費補助金	△11	学校保健特別対策事業費 △11
1	社会福祉費補助金	△6,884	福祉医療費 △6,884
2	児童福祉費補助金	△14,500	しまねすくすく子育て支援事業交付金 △5,281 保育対策総合支援事業費 △5,186 民間保育所運営対策事業交付金 △4,033
1	財政調整基金繰入金	△159,317	財政調整基金繰入金 △159,317
1	減債基金繰入金	△335,328	減債基金繰入金 △335,328

19 繰入金（2 基金繰入金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
7 ふるさと応援基金繰入金	622,446	△24,846	597,600
21 諸収入	1,084,837	35,330	1,120,167
4 受託事業収入	236,510	1,740	238,250
3 土木費受託事業収入	18,699	1,740	20,439
5 雑入	705,169	33,590	738,759
2 雑入	705,167	33,590	738,757
22 市債	3,260,602	40,459	3,301,061
1 市債	3,260,602	40,459	3,301,061
7 消防債	113,200	△18,200	95,000
11 減収補てん債	0	58,659	58,659
歳入合計	46,178,914	△247,412	45,931,502

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	ふるさと応援基金繰入金	△24,846	ふるさと応援基金繰入金	△24,846
2	道路橋梁費受託事業収入	1,740	県道除雪事業費	1,740
2	高額療養費収入	3,894	福祉医療高額療養費（国保分） 福祉医療高額療養費（社保分）	△4,109 8,003
7	総務費雑入	15,300	浜田八重可部線移転補償事業費	15,300
8	民生費雑入	15,812	生活保護費返還金	15,812
9	衛生費雑入	△1,416	予防接種収入	△1,416
1	消 防 債	△18,200	防災対策事業費	△18,200
1	減 収 補 て ん 債	58,659	減収補てん債	58,659

## 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	14,300,704	29,786	14,330,490	22,378		7,408	
1 総務管理費	13,685,534	29,786	13,715,320	22,378		7,408	
3 文書広報費	130,555	△1,188	129,367	△1,188			
6 財産管理費	2,006,169	15,300	2,021,469			15,300	
7 企画費	9,611,890	15,674	9,627,564	23,566		△7,892	

## 2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
12 委託料		△1,188	1 町内回覧板作成事業 △1,188
24 積立金		15,300	1 市有財産有効活用推進基金積立金 15,300
7 報償費		△100	1 まちづくり振興基金積立金 7,062
18 負担金補助及び交付金		△6,512	2 定住対策基金事業 △4,215
19 扶助費		△10,739	3 地域公共交通確保対策事業 △10,739
24 積立金		33,025	4 新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業 △1,037
			5 新型コロナウイルス感染症対策各種教育・教習機関支援事業 △1,360
			6 高速情報通信基盤整備基金積立金 25,963

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,399,530	△172,611	11,226,919	△36,912		19,706	△155,405
1 社会福祉費	6,296,701	△69,520	6,227,181	△6,884		3,894	△66,530
3 障がい者福祉費	2,138,781	△56,292	2,082,489				△56,292
5 福祉医療費	185,860	△13,228	172,632	△6,884		3,894	△10,238



3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 扶助費	△56,292	1 身体障がい者更生医療給付事業 △10,000 2 障がい者介護給付事業 △10,904 3 障がい者訓練等給付事業 △10,066 4 障がい児通所給付事業 △25,322
10 需用費	△17	1 福祉医療給付事業 △13,228
11 役務費	△667	
19 扶助費	△12,544	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,258,466	△56,194	4,202,272	△39,061			△17,133
1 児童福祉総務費	839,291	△15,820	823,471	△15,820			
2 児童措置費	3,402,609	△40,374	3,362,235	△23,241			△17,133

3 民 生 費 ( 2 児 童 福 祉 費 )

( 単 位 : 千 円 )

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	△15,820	1 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 (国補正分) △15,820
18 負担金補助及び交付金	△40,374	1 特別保育事業 △31,633 2 新型コロナウイルス感染症対策事業 (児童措置費) △8,741

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	844,362	△46,897	797,465	9,033		15,812	△71,742
2 扶 助 費	740,978	△46,897	694,081	9,033		15,812	△71,742

3 民 生 費 ( 3 生活保護費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	△46,897	1 扶 助 費 △46,897

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,217,219	△13,075	3,204,144	△6,843		△6,232	
1 保健衛生費	1,896,669	△13,075	1,883,594	△6,843		△6,232	
2 感染症予防費	342,083	△13,075	329,008	△6,843		△6,232	

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
10 需用費	△251	1 インフルエンザ予防接種費用助成事業 △13,075
11 役務費	△217	
12 委託料	△4,698	
18 負担金補助及び交付金	△1,066	
19 扶助費	△6,843	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,368,450	△2,847	2,365,603			△2,847	
1 農 業 費	1,445,800	△2,847	1,442,953			△2,847	
3 農業振興費	488,881	△2,847	486,034			△2,847	



## 6 農林水産業費（1 農業費）

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	△2,847	1 農業振興基金事業 △2,847

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,236,697	△9,586	1,227,111	8,271		△17,857	
1 商 工 費	1,236,697	△9,586	1,227,111	8,271		△17,857	
1 商工総務費	581,652	△2,404	579,248	△2,404			
3 観 光 費	368,832	△7,182	361,650	10,675		△17,857	

7 商 工 費 ( 1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△4	1 新型コロナウイルス感染症関連経営支援事業（商工総務費） △2,404
18 負担金補助及び交付金	△2,400	
7 報償費	△3,275	1 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業 △3,581 2 W e l c o m e 浜田商品券発行事業 △3,601
10 需用費	△326	
18 負担金補助及び交付金	△3,581	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,000,743	△54,450	2,946,293	18,036		1,740	△74,226
2 道路橋梁費	1,410,251	△54,450	1,355,801	18,036		1,740	△74,226
2 道路維持費	346,078	△54,450	291,628	18,036		1,740	△74,226

## 8 土 木 費 ( 2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△450	1 除雪事業 △54,450
11 役務費	△1,200	
12 委託料	△52,000	
13 使用料及び賃借料	△800	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,353,609	△18,119	1,335,490		△18,200		81
1 消 防 費	1,353,609	△18,119	1,335,490		△18,200		81
3 消防施設費	115,802	△18,119	97,683		△18,200		81

9 消 防 費 ( 1 消 防 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△259	1 防災まちづくり事業 △18,119
14 工事請負費	△3,294	
17 備品購入費	△2,898	
18 負担金補助及び交付金	△11,668	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,260,054	△6,510	3,253,544	△15,076		8,566	
1 教育総務費	938,700	△5,500	933,200	△5,500			
2 事務局費	760,799	△5,500	755,299	△5,500			



10 教 育 費 ( 1 教育総務費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△5,500	1 修学旅行キャンセル料支援事業 △5,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	583,008	△1,010	581,998	△9,576		8,566	
1 学校保健費	138,750	△1,010	137,740	△9,576		8,566	

10 教 育 費 ( 6 保健体育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△1,010	1 新型コロナウイルス感染症対策事業 (学校保健費・国補正分) △1,010

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	17,929,818	1,057,600	1,790,274	17,197,144
	補 正 額		△ 18,200		△ 18,200
	補 正 後 の 額	17,929,818	1,039,400	1,790,274	17,178,944
減 収 補 て ん 債	補 正 前 の 額				
	補 正 額		58,659		58,659
	補 正 後 の 額		58,659		58,659
計	補 正 前 の 額	52,195,730	3,260,602	5,224,526	50,231,806
	補 正 額		40,459		40,459
	補 正 後 の 額	52,195,730	3,301,061	5,224,526	50,272,265

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て契約した工事請負契約の工期の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 工事請負契約の工期の変更について

令和3年1月26日に議決を経た、浜田市高速情報通信基盤整備工事請負契約の工期の変更を、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり決定する。

令和3年3月31日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 工事請負契約の工期の変更の決定

浜田市高速情報通信基盤整備工事請負契約の完工期日を352日延長し、令和4年3月18日とする。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 24 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 48,851 円
- 2 損害賠償の相手方 (省略)



報告第 6 号

令和 2 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 2 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和2年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
02	01	総務管理費 旧今市小学校解体設計経費	9,889,000	9,249,900	9,249,900				
02	01	総務管理費 定住促進住宅建築費補助金	6,000,000	4,000,000	4,000,000				
02	01	総務管理費 新型コロナウイルス感染症対策学生支援事業	3,000,000	3,000,000	3,000,000				
02	01	総務管理費 高速情報通信基盤整備事業(国補正分)	1,709,680,000	1,709,680,000		1,535,548,000	174,100,000		32,000
04	01	保健衛生費 保健衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	10,117,000	5,450,000		5,450,000			
06	01	農林水産業費 農業費 被災農業用施設等復旧支援事業	8,892,000	6,496,000		3,248,000			3,248,000
06	01	農林水産業費 農業費 第三セクター等清算支援事業	5,000,000	2,000,000	2,000,000				
06	01	農林水産業費 農業費 農業水路等長寿命化防災減災事業	30,265,000	24,145,000	6,638,700	15,484,000	1,900,000		122,300
06	03	農林水産業費 水産業費 高度衛生管理型荷捌所整備事業	9,889,000	9,580,060	83,900	6,386,706	3,100,000		9,454
07	01	商工費 商工費 新型コロナウイルス感染症対策商店街等活性化支援事業	14,000,000	14,000,000	14,000,000				
07	01	商工費 商工費 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業	20,400,000	10,992,469	10,992,469				
08	02	土木費 道路橋梁費 橋梁等長寿命化調査点検事業	11,705,000	1,471,643		841,783			629,860
08	02	土木費 道路橋梁費 浜田駅周辺整備事業	130,600,000	118,747,557	87,564	66,754,496	49,300,000		2,605,497
08	02	土木費 道路橋梁費 道路ストック災害防除事業	14,314,000	8,283,540		4,070,248	4,000,000		213,292
08	02	土木費 道路橋梁費 井野37号線道路改良事業	9,270,000	1,217,523	27,962	519,561	600,000		70,000
08	02	土木費 道路橋梁費 歩道整備事業	222,200,000	176,914,508	42,138	100,342,393	72,700,000		3,829,977
08	02	土木費 道路橋梁費 橋梁長寿命化改修事業	43,229,000	12,984,698		7,160,872	5,500,000		323,826
08	05	土木費 都市計画費 都市計画マスタープラン策定事業	4,400,000	4,400,000					4,400,000
08	05	土木費 都市計画費 公園施設長寿命化対策支援事業(国補正分)	58,800,000	47,040,000		22,400,000	23,400,000		1,240,000
10	06	教育費 保健体育費 新型コロナウイルス感染症対策事業(学校保健費・国補正分)	21,200,000	21,200,000	10,600,000	10,600,000			
11	01	災害復旧費 農林水産業施設災害復旧費 2年林業施設災害復旧費	51,019,000	51,019,000	33,700	35,176,000	4,100,000		11,709,300
11	02	災害復旧費 公共土木施設災害復旧費 2年公共土木施設災害復旧費	79,677,000	30,045,000	22,000	19,559,000	10,400,000		64,000
計			2,473,546,000	2,271,916,898	60,778,333	1,833,541,059	349,100,000		28,497,506

報告第 7 号

令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和 2 年度 農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
01 農業集落排水 費	01 総務管理費	下水道管支障移転経費	9,100,000	9,100,000	18,100		2,100,000	6,916,000	65,900
計			9,100,000	9,100,000	18,100		2,100,000	6,916,000	65,900

報告第 8 号

令和 2 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 2 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 令和2年度 浜田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定による建設改良費等の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						企業債等	当年度 損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	重要給水施設配 水管耐震事業4工 区	円 96,000,000	円 0	円 96,000,000	円 14,698,000	円 81,302,000	円 0	円	大型暗渠の伏せ越し配管のため、推進工を追加施工する事になり、工法選定や施工日程の調整に時間を要したため。
〃	〃	市道浜田527号線 道路改良に伴う配 水管移転工事	22,000,000	7,040,000	14,960,000	0	14,960,000	0		市道改良に伴う支障移転工事であり、道路工事が年度内完成とならず、同時期に施工する水道工事も年度内完了が困難となったため。
〃	〃	国道186号(上来原 工区)水道管移設工 事	10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000	0		県道改良に伴う支障移転工事であり、道路工事が年度内完成とならず、同時期に施工する水道工事も年度内完了が困難となったため。
〃	〃	(主)浜田八重可 部線(押入橋)道 路改良に伴う配水 管移転工事	12,000,000	0	12,000,000	0	12,000,000	0		県道改良に伴う支障移転工事であり、道路工事が年度内完成とならず、同時期に施工する水道工事も年度内完了が困難となったため。
〃	〃	金城町小国地区 谷口橋添架管布 設工事	22,000,000	5,320,000	16,680,000	0	16,680,000	0		配管材料の製作に遅延が生じたことにより、年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						企業債等	当年度 損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	上水道事業変更 認可申請書作成 業務委託	円 7,000,000	円 0	円 7,000,000	円 0	円 7,000,000	円 0	円	変更認可書類作成に当たり、施設関係の調査項目が当初見込を上回り、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	金城町小国地区 橋梁添架管布設 替設計業務委託	12,000,000	0	12,000,000	0	12,000,000	0		当初は布設替えの計画としていたが、橋梁の老朽化も激しく、また、河川の越水もある事から配管ルートの変更を行い設計延長が大幅に延びたため。
〃	〃	金城地区断水原因 調査業務委託	3,630,000	0	3,630,000	0	3,630,000	0		今福地区の凍結断水の原因調査に早期に取り組む必要があり、翌年度にわたる委託契約となったため。
水道事業費用	営業費用	重要給水施設配水管 耐震事業4工区	10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000	0		大型暗渠の伏せ越し配管のため、推進工を追加施工する事になり、工法選定や施工日程の調整に時間を要したため。
〃	〃	市道浜田527号線道路 改良に伴う配水管 移転工事	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0		市道改良に伴う支障移転工事であり、道路工事が年度内完成とならず、同時期に施工する水道工事も年度内完了が困難となったため。
〃	〃	(主)浜田八重可部 線(押入橋)道路改 良に伴う配水管移 転工事	200,000	0	200,000	0	200,000	0		県道改良に伴う支障移転工事であり、道路工事が年度内完成とならず、同時期に施工する水道工事も年度内完了が困難となったため。

報告第 9 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 2 条第 1 項の規定により私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 18 日提出

浜田市長 久保田 章 市



- 1 会計名 一般会計  
(1) 件数 1件  
(2) 金額 38,798円  
(3) 債権放棄の日 令和3年3月31日  
(4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
浜田市公設水産物仲買売場使 用料	第2条第1項第1号	1件	38,798円

報告第 10 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 3 条の規定により準用する第 2 条第 1 項の規定により水道事業の管理者が管理する私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 18 日提出

浜田市長 久保田 章 市

1 会計名 水道事業会計

(1) 件数 42件

(2) 金額 103,705円

(3) 債権放棄の日 令和3年3月31日

(4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
水道料金	第2条第1項第1号	6件	32,046円
水道料金	第2条第1項第2号	34件	69,511円
水道料金	第2条第1項第5号	2件	2,148円